

令和 7 年 3 月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令和7年 3 月 12 日(水) 午前 9 時 30 分から 11 時 5 分

2 開催場所 富士市役所庁舎 8 階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出 席	欠席	
農業委員会会長	○	17 番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	○	1 番	望月 稔
農業委員	○	2 番	望月 英俊
〃	○	3 番	田村 英俊
〃	○	4 番	高井 修一
〃	○	5 番	谷津倉 寛
〃	○	6 番	笹古 時男
〃	○	7 番	渡邊 武敏
〃	○	8 番	近藤 敏男
〃	○	9 番	鈴木 一孝
〃	○	10 番	新舟 進
〃	○	11 番	長尾 忠
〃	○	12 番	佐野 隆洋
〃		○ 13 番	佐藤 正職
〃	○	14 番	渡邊 哲史
〃	○	15 番	太田 篤子
〃	○	16 番	安藤 公男
〃	○	18 番	後藤 環
〃		○ 19 番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

統括主幹 深澤 公保

主 査 武内 清高

主 査 市川 由美恵

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【 会 長 】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないと認め7番渡邊武敏君、8番近藤敏男君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の市川主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」について」ですが、これにつきましては先に配布してあります「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第9号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第12号「農地返還通知書の受理について」の報告までの計7件を順に議題に供します。

【事務局】

（議案朗読及び説明）

【 会 長 】

最初に、議案5ページの議第9号「農地法第3条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

岩松地区8番について事務局から説明願います。

【事務局】

（議案朗読）

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、高齢化のため耕作管理できない。譲受人は、居宅に隣接する農地を取得して、新たに就農したいとのことです。譲受人は、農家ではありませんが、家族で長年にわたり家庭菜園を行ってきた経験があり、本地では野菜等を栽培していきたいということです。周辺は農地と宅地が混在している場所であり、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

岩松地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区8番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、岩松地区9番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は手不足のため耕作管理できない。譲受人は、専業で農業に従事しており、本地を取得して農業経営を拡大したいとのことです。譲受人は、友人達と一緒に、サツマイモやレモン等、大変積極的に農業に取り組んでいます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

岩松地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

岩松地区9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、松野地区10番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は相続したが耕作経験がなく管理できない。譲受人は本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲受人は、土日を中心に長年にわたり農作業に取り組んでおり、本地ではフルーツ栽培を行う予定で、必要な農機具もそろっており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

松野地区10番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区10番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区11番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢化にともない耕作管理できない。譲受人は、譲渡人の指導のもと新たに農業経営に着手し、家族4人で、じゃがいもやサツマイモ等の野菜栽培を行っていききたいとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

大淵地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

北部地区12番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、相続したが耕作経験がないため耕作管理できない。譲受人は、農業経験が豊富で、茶やしきみの栽培をしており、自宅に隣接する本地を取得して経営を拡大したいとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要

件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

北部地区12 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区12 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

原田地区13番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

贈与人は高齢につき耕作管理できないため、実弟に贈与したい。受贈人は本地の耕作管理を3年間しており、実兄に変わって継続して農地の耕作管理をしていきたい。現地は蔬菜畑となっており、雑草もなく丁寧に管理されていました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

原田地区13番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

原田地区13番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

須津地区14番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢で体が不自由のため耕作管理できない。譲受人は、本地を取得して息子を中心に農業経営の拡大を図りたいとのことです。現地は橙が植えられており、今後はミカンも栽培していきたいそうです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

須津地区14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区14番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

須津地区15番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢で体が不自由のため耕作管理できない。譲受人は譲渡人にかわり本地の耕作

管理を7年間しており、本地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。譲受人は、自園自製、有機栽培で茶を栽培しており農業経験が大変豊富です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

須津地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

須津地区15番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第3条の規定による許可決定についての審議を終わります。

次に、議案8ページの議第10号「許可後の事業計画変更の承認について」及び議案9ページの議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」は、関連がございますのでまとめた審議をお願いします。

まず、事業計画変更の鷹岡地区1番及び農地法第5条の鷹岡地区6番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地では、自己住宅の建設を計画していたが、転勤により富士市を離れ、その後、配偶者の実家の近くに居宅を建設したため、当初の計画を履行する必要がなくなった。新たな計画としては、申請地の南に隣接して居宅があり、息子夫婦や孫と同居しているが、別の孫夫婦も同居する計画があり、建物が手狭になることが予測されることから、申請地を取得して、自分用に別棟

を建築したいというものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は過去に転用許可を受けた土地について、新たに別棟を建築したいという内容の申請です。転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

事業計画変更の鷹岡地区1番及び農地法第5条の鷹岡地区6番について、ご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

事業計画変更の鷹岡地区1番及び農地法第5条の鷹岡地区6番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、事業計画変更の大淵地区2番及び農地法第5条の大淵地区10番と11番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地では、住宅を建設する予定であったが、別の場所に住宅を建てたため、そのままとなってしまった。新たな計画としては、大淵地区内に資材置場用地を探してたところ、所有者の管理が行き届かない本地の存在を知り、本地を選択するにいたったということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、まちづくりセンターや保育園などの公共施設が周辺にあり、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地として考えることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

事業計画変更の大淵地区2番及び農地法第5条の大淵地区10番と11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

事業計画変更の大淵地区2番及び農地法第5条の大淵地区10番と11番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「許可後の事業計画変更の承認について」の審議を終わります。

次に、議案9ページの議第11号「農地法第5条第1項の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

鷹岡地区4番と5番は関連がありますので、事務局から一括で説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請の内容は診療所敷地です。現状は茶畑でしたがすでに抜根されていました。これから診療所と薬局を建築していきたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内にある農地であり、第3種農地として考えることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

鷹岡地区4番と5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区4番と5番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、鷹岡地区7番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人の会社は、舗装工事や土木工事を行っており、申請地を資材置場として利用していきたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超える区域内にある農地であり、第 3 種の農地として考えることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

鷹岡地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区7番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、松野地区8番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、営農型太陽光発電事業を主に取り組んでいる会社で、申請地では太陽光発電施設として利用していきたいということです。周辺住民へは計画内容を説明済みとのことです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超える区域内にある農地であり、第 3 種の農地として考えることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【会 長】

松野地区8番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

松野地区8番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区9番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、以前は野菜栽培を行っていましたが高齢となり耕作が難しくなりました。譲受人は、土木、水道、解体工事等を行う会社であり、本地を工事用車両駐車場及び資材置場として利用

していきたくということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、東名高速道路富士インターチェンジから300m以内にある農地であり、第3種の農地として考えることができます。また、転用基準に照らして、許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

伝法地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区9番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、吉永地区12番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人は、本地を太陽光発電事業用地として利用していきたいということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として判断できることから、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

【 会 長 】

吉永地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区12番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決についての審議を終わります。

次に、議案12ページの議第12号「非農地証明申請書の審議」について審議をお願いします。

富士川地区5番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

祖父の生前から水利、地勢等の条件が悪かったときいており、平成9年に申請人が相続した際に、山林となっていることを確認したが、農地法の手続はしないままであったとのことです。現状は山林化していました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 会 長 】

富士川地区5番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

富士川地区5番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、大淵地区6番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、申請人の1人が昭和37年に住宅を新築して以来、住宅及び南側の作業場への進入路として利用してきた。平成13年に、住宅を売却した際に、申請地をそれぞれの共通の進入路として利用することとなったため、共有で所有することとし、現在にいたったということです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

大淵地区6番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区6番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

次に、吉永地区7番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【 会 長 】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、母親が平成15年5月10日に相続したときには、既に不耕作で山林化した状態であった。その後に母親から相続を受け、農地であったことを確認したため申請にいたったということです。現状は笹林となっており、農地としての利用は困難かと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【 会 長 】

吉永地区7番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区7番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「非農地証明申請書の審議」についてを終わります。

次に、議案14ページの議第13号「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についての審議をお願いします。

伝法地区2番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

相続人はこれまでも申請地を耕作管理してきており、農機具も所有し、農地の形状も良好であり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会 長】

伝法地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

以上で「租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明」についてを終わります。

次に、議案15ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会 長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告を終わりとします。
議事等はすべて終了しました。

令和7年3月12日

農業委員会会長 _____

同 委員 _____

同 委員 _____